

第14号議案

品川区私立認定こども園、私立幼稚園および特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和5年2月21日

品川区長 森 澤 恭 子

品川区私立認定こども園、私立幼稚園および特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例の一部を改正する条例

品川区私立認定こども園、私立幼稚園および特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例（平成27年品川区条例第18号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「から別表第5まで」を「および別表第4」に、「、当該特定被監護者等1人につき、別表第3に定める額」を「、零」に改め、同条第3項中「別表第4」を「別表第3」に改め、同条第4項中「別表第5」を「別表第4」に改める。

別表第3を削り、別表第4を別表第3とし、別表第5を別表第4とする。

付 則

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第3条第2項から第4項までならびに別表第3および別表第4の規定は、令和5年度以後の利用者負担額について適用し、令和4年度までの利用者負担額については、なお従前の例による。

（説明）0歳児から2歳児までのクラスに係る第2子の利用者負担額を無償

とする必要がある。